

■早見表（球磨村）

		全壊	大規模損壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先	備考・金額	
住居	応急修理制度	最大59万5000円※全壊は応急修理で居住可能となる場合のみ			最大30万円		総務課 0966-32-1111		
	公費解体（R3.3.31）	対象：り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等					生活環境課 0966(32)1139		
お 金 給 付	被災者生活再建支援制度 （ ）は単身世帯の金額	基礎支援金		50（37.5）万円			生活再建支援班 0966-32-1112		
		100（75）万円 ※大規模半壊・半壊で止むを得ない事由で住宅を解体する場合も全壊と同様の扱い							
		加算支援金							中規模半壊(新設)
		建設・購入：200（150）万円	建設購入:100(75)						
		補修：100（75）万円	補修:50(37.5)						
		賃借：50（37.5）万円	賃借:25(18.75)						
	災害弔慰金	災害により亡くなった方が生計維持者の場合：500万円						生活再建支援班 0966-32-1112	
		災害により亡くなった方が生計維持者以外の場合：250万円							
	災害障害見舞金	災害により障害を受けた方が生計維持者の場合：250万円							
		災害により障害を受けた方が生計維持者以外の場合：125万円							
義援金	配分基準はHPを参照						住民福祉課 0966-32-1112		
お 金 貸 付	災害援護資金貸付	世帯主が療養1か月以上の負傷をした場合 ※ ㊦家財住居損害なし：150万円 ㊧家財の損害が1/3以上：250万円						生活再建支援班 0966-32-1112	
		350万円		270万円 被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情：350万円					
	据置期間:3年 金利：①保証人あり無利子 ②保証人なし1.5%（年） 償還期間：10年	世帯主が療養1か月以上の負傷をしなかった場合 ※ ㊦家財の損害が1/3以上：150万円							
		①住居全体が滅失若しくは流出 ②被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情	右以外	170万円					
災害復興住宅融資	建設（土地を取得する場合）：3700万円 建設（土地を取得しない場合）：2700万円 購入：3700万円 ※大規模半壊・半壊の場合、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入する必要 ※返済期間：35年						住宅金融支援機構 （災害専用） 0120-086-353		
	補修：1200万円※返済期間：25年								
生活福祉資金	1世帯につき1回限り10万円（一定の条件をみたま場合は20万円） 据置期間（2月）後1年以内の返済 無利子 保証人不要						球磨村社会福祉協議会 0966-32-0022		
	住宅補修費貸付。250万円以内（連帯保証あり：無利子 連帯保証なし：1.5%） 据置期間：貸付日から6か月以内。 償還期間：7年以内								